

平成28年 3月 29日

## AFTC INFORMATION

「ヤフオク！」で不当表示を行った中古車販売事業者に対し、  
消費者庁が措置命令  
有限会社ペルシャンオート（神奈川県）

消費者庁は、平成28年3月23日付で、「修復歴の有無に関する不当表示」を行った上記事業者に対し、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認））が認められたため、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令を行いました。

### <違反事実の概要（3月23日付）>

事業者名	所在地	代表者	対象車両台数
有限会社ペルシャンオート （公取協非会員店）	神奈川県	代表取締役 ロスタムザーデアリ	17台

#### 【修復歴の有無に関する不当表示】

ヤフー株式会社が運営する「ヤフオク！」と称するインターネットオークションサイトに広告掲載した中古自動車17台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、商品説明の修復歴欄に「なし」と表示した。

○詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。

【3月23日付 措置命令】

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/160325premiums\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160325premiums_1.pdf)

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112